

知的所有権ニュース (2016年12月)

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

今年は年初から不安定な天候が続き、11月下旬にも関東地方の広い範囲で雪が降りました。今後も荒れた気候の到来が予想されます。我が国には、信頼性に疑問が指摘されているものも含めると、過去千数百年以上もの間の地震や天候の記録がありますが、それらを参照しますと、過去には地震や天候などによる災害が極めて多い時代が何回もあったようです。日本は今、そのような新たな一時代に差し掛かっているのかもしれませんが。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 弊所手数料の改定について

弊所では、特許・実用新案、意匠、商標の費用の額につきまして、来年2月1日より改定させていただきたいと考えております。

(1) 調査関係費用

以下の調査関係費用につきましては、若干の増額となりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

近年、社会構造の変化や日本の世界的立場の変化により、特許の戦略的取得が重要視されるようになってきていますとともに、特に中小企業様の事業に役立つ知財を取得するためには、従来のような大企業の知財方針をそのまま流用したり模倣したりした内容では通用しなくなっています。特に、出願前に行う調査内容は、従来から行われている一般的な調査内容だけでは十分な権利取得戦略を練ることができず、結果として、無駄な調査費用をかけることとなったり、無駄な研究開発を行うこととなったり、無駄な出願を行うこととなったりすることが危惧されます。

そこで、弊所では、従前から、ご依頼事項の上位概念を抽出した調査内容の設定、拒絶理由を構成する引例範囲をも考慮した調査範囲の設定などを行うことにより、研究開発の成果をどのように知財化していけばよいのか、研究開発の方向性をどのように設定したらよいのか、具体的な出願内容をどのような観点で構築していけばよいのか、などを検討する際に有効な情報を含むものとなるように配慮してきました。

今般、調査業務を見直す中で、現状の調査業務の作業量と整合しないケースや、定期的な情報提供をさせていただいているSDIなどのように情報収集コストが増加しているケースなどが増えてまいりましたので、ここで、調査関係の費用全般について見直しをさせていただくことといたしました。

具体的な改定内容は以下の通りとなります。

①特許・実用新案 調査関係手数料

書誌事項検索・特定簡易調査	¥ 5,000~¥ 25,000
---------------	------------------

SDI調査	¥ 5,000 (1月/1サブクラス毎に)
-------	-----------------------

簡易先行技術調査	¥ 30,000～¥ 60,000
標準先行技術調査	¥ 70,000～¥100,000
詳細先行技術調査	¥110,000～¥150,000
無効資料調査	¥170,000～(¥500,000)
権利調査	¥170,000～(¥500,000)
欧米特許調査	¥170,000～(¥500,000)

②意匠 調査関係手数料

書誌事項検索・特定簡易調査	¥ 5,000～¥ 25,000
簡易意匠調査	¥ 50,000～¥ 70,000
標準意匠調査	¥ 80,000～¥110,000
無効資料調査	¥120,000～(¥300,000)
意匠権利調査	¥150,000～(¥500,000)

③商標 調査関係手数料

書誌事項検索・特定簡易調査	¥ 5,000～¥ 20,000
文字商標調査	¥ 22,000
追加調査料 (商標)	¥ 10,000 (1 商標を越える 1 商標毎に)
追加調査料 (類似群)	¥ 1,000 (3 類似群を越える 1 類似群毎に)
図形商標調査	¥ 40,000
追加調査料 (商標)	¥ 20,000 (1 商標を越える 1 商標毎に)
追加調査料 (類似群)	¥ 1,500 (3 類似群を越える 1 類似群毎に)

なお、上記の()内に記載しております金額は、見積りなしでの請求金額の上限を示すものであり、それ以上の金額になる場合には予め見積りを提示させていただいてから着手することとなります。

どうかご理解いただきますようお願い申し上げます。

(2) 出願関係費用

今般の費用の見直しに際しましては、出願関係費用の複数の項目についてそれぞれ減額をさせていただきました。実際の業務内容との整合性を図ることを目的としています。

具体的な改定内容は以下の通りです。

①実用新案登録出願 (出願時費用)

追加手数料	¥ 3,000 (請求項 3 を越える 1 請求項毎に)
追加手数料	¥ 4,000 (明細書 5 頁を越える 1 頁毎に)

②商標登録出願 (出願時費用)

基本手数料	¥ 40,000
成功報酬	¥ 40,000
追加手数料	¥ 10,000 (1 区分を越える 1 区分毎に)
成功報酬	¥ 20,000 (1 区分を越える 1 区分毎に)

③商標更新登録申請 (申請時費用)

基本手数料	¥ 24,000
-------	----------

以上です。よろしくようお願い申し上げます。

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

相談日（弊所担当）は以下の通りです。時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

平成29年 3月17日（金）：松本市役所

・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：奇数月の第2水曜日：予約連絡先：0266-72-2800（予約がある日のみ）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所（ものづくり支援センターしもすわ）

：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成28年12月20日（火）：テクノプラザおかや

平成29年 2月 1日（水）：下諏訪商工会議所

・弊所における相談、顧問契約について

弊所では、上記日時以外でも相談に応じております。ただし、事前にお電話等での予約をお願いします。初回の相談は無料ですので、お気軽にご連絡ください。

弊所では企業様との間で顧問契約を締結しています。契約コースは2万円／月、5万円／月の2種類あります。企業訪問、無料相談などを通じて、通常の業務のみでは得られない発明の発掘、詳細な指導、相談対応等の支援を行います。

弊所では特許侵害等のコンサルタント業務も行っています。ご相談ください。